

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3055号から第3058号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第3055号及び第3057号では、横浜市教育委員会が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3056号では、横浜市教育委員会が行った非開示決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、非開示等の決定をすべきと判断しています。

答申第3058号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3055号】

- (2) 「令和3年6月12日に行われた横浜市立特定小学校での保護者説明会に関連する全ての文書（電子紙媒体の全て）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3056号】

- (3) 「令和2年度、3年度に特定小学校に内容証明で送付された文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3057号】

- (4) 「教職員事件報告書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3058号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3055	令和3年8月3日	令和3年8月18日	令和3年8月24日	令和3年9月29日	個人	教育委員会
3056	令和3年9月21日	令和3年10月8日	令和3年10月12日	令和3年11月11日	個人	教育委員会

3057	令和3年9月21日	令和3年10月8日	令和3年10月12日	令和3年11月11日	個人	教育委員会
3058	令和3年10月12日	令和3年10月26日	令和3年11月11日	令和3年12月20日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3055	「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第7条第2項第2号に該当</p> <p>(個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p>	原処分妥当
3056	「令和3年6月12日に行われた横浜市立特定小学校での保護者説明会に関連する全ての文書(電子紙媒体の全て)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p>旧条例第9条に基づき非開示</p> <p>(当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため)</p>	対象文書の存否を明らかに改めずして開示、非開示等の決定をすべき
3057	「令和2年度、3年度に特定小学校に内容証明で送付された文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>(個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p>	原処分妥当
		一部開示	

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3058	「教職員事件報告書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>旧条例第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、年齢、学年、日時、調査内容、聞き取りの内容その他個人が特定できる記載 (個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため) ・事件の詳細に関する内容 (個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されるため。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため) 	答申別表に示す部分を開示すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3055	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《実施機関に教職員に係る訴えがあった場合の事務について》</p> <p>横浜市立学校の管理運営に関する規則(昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号)第32条では、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。</p> <p>教職員の言動による被害を受けた児童生徒や保護者からの訴えが実施機関にあった場合、当該学校の校長は、関係した教職員、児童生徒、保護者等からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めるとのことである。</p> <p>その結果、教職員に不適切な指導があったと認めた場合には、校長は把握した事実を基に教職員を指導するとともに、再発防止策を講じ、教育長へ報告する。報告を受けた教育長は、事実に基づき厳正な対応を行うこととなっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校に送付された令和3年3月22日付内容証明郵便1通である。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の一部の開示を求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《本件審査請求文書の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について》</p> <p>ア 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、差出人氏名、被害児童及びその保護者の氏名等の個人の氏名、教職員の被害児童に対する行為及び対応並びに本件審査請求文書の送付先等が記載されている。</p> <p>これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 本件では、本件審査請求文書のうち、個人の氏名は個人が識別される情報であり、これ</p>

答申 番号	判断の要旨
3055	<p>を除いた部分は、教職員の被害児童に対する行為及び対応、本件審査請求文書の送付先等、教職員の言動及び指導による被害並びにその被害を訴えた相手という機微にわたる情報であり、通常他人に知られたくない情報である。これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《付言》</p> <p>実施機関は、弁明書の記載等から、横浜市立特定小学校に送付された令和3年3月22日付内容証明郵便1通を対象文書として特定し、非開示決定を行ったものと認められる。しかしながら、本件非開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄には、「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」とのみ記載されており、審査請求人にとっては、非開示決定通知書を受領した時点では実施機関により特定された行政文書が具体的に何であったのか不明確であったと考えられる。</p> <p>実施機関は、特段の事情がない限り、特定された行政文書の名称を具体的に開示決定等通知書に明示することが必要であり、今後の運用においては的確を期すこととされたい。</p>
3056	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《保護者説明会に係る事務について》</p> <p>実施機関では、校長が保護者への説明が必要と判断した案件につき、保護者説明会を開催している。開催に当たっては、開催日時、場所、説明内容の概要等を記載した開催通知を保護者へ配付し、必要に応じて資料も配付する。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものであるから、これを行うには実施機関が上記3で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものなので、本件処分が存否応答拒否の2つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否の要件該当性</p> <p>開示請求書の記載からすれば、審査請求人は、令和3年6月12日に横浜市立特定小学校（以下「本件小学校」という。）で行われた保護者説明会という特定の事項を限定し、関連する全ての文書を請求しているため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、本件小学校における保護者説明会の実施の有無という事実が公になる。</p> <p>したがって、存否応答拒否の要件①に該当する。</p> <p>しかし、保護者説明会の対象となる案件は、いじめ案件にかかわらず様々なものがある。したがって、仮に本件小学校において、同日の保護者説明会実施の事実が明らかになったとしても、直ちに、特定のいじめ案件が本件小学校で発生したことを意味するものではない。</p> <p>よって、保護者説明会の実施の有無は旧条例第7条第2項第2号に定める非開示事由に該当するとはいえず、存否応答拒否の要件②に該当しない。</p> <p>ウ 小括</p>

答申 番号	判断の要旨
	したがって、本件処分は、上記存否応答拒否の要件を備えていない。
3057	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《実施機関に教職員に係る訴えがあった場合の事務について》</p> <p>横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条では、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。</p> <p>教職員の言動による被害を受けた児童生徒や保護者からの訴えが実施機関にあった場合、当該学校の校長は、関係した教職員、児童生徒、保護者等からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めるとのことである。</p> <p>聞き取り等を実施した結果、教職員に不適切な指導があったと認めた場合には、校長は把握した事実を基に教職員を指導するとともに、再発防止策を講じ、教育長へ報告する。報告を受けた教育長は、事実に基づき厳正な対応を行うこととなっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校に送付された令和3年3月22日付内容証明郵便1通である。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書を部分開示するよう求めているため、当審査会では本件処分に係る非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《本件審査請求文書の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について》</p> <p>ア 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、差出人氏名、被害児童及びその保護者の氏名等の個人の氏名、教職員の被害児童に対する行為及び対応並びに本件審査請求文書の送付先等が記載されている。</p> <p>これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 本件では、本件審査請求文書のうち、個人の氏名は個人が識別される情報であり、これを除いた部分は、教職員の被害児童に対する行為及び対応、本件審査請求文書の送付先等、教職員の言動及び指導による被害並びにその被害を訴えた相手という機微にわたる情報であり、通常他人に知られたくない情報である。これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《付言》</p> <p>実施機関は、弁明書の記載等から、横浜市立特定小学校に送付された令和3年3月22日付内容証明郵便1通を対象文書として特定し、非開示決定を行ったものと認められる。しかしながら、本件非開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄には、「令和2年度、3年度に特定小学校に内容証明で送付された文書」とのみ記載されており、審査請求人にとっては、非開示決定通知書を受領した時点では実施機関により特定された行政文書が具体的に何であったのか不明確であったと考えられる。</p> <p>実施機関は、特段の事情がない限り、特定された行政文書の名称を具体的に開示決定等通知書に明示することが必要であり、今後の運用においては的確を期すこととされたい。</p>

答申 番号	判断の要旨
3058	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《教職員事件報告書に係る事務について》</p> <p>横浜市直立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条では、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。</p> <p>そのような事故が発生した場合には、学校長は、教職員事故報告書を作成し、教育長に提出する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、横浜市直立特定小学校において、児童又は職員に関し重要と認める事故が発生したものとして提出された教職員事件報告書である。</p> <p>イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《非開示部分の旧条例第7条第2項第2号該当性》</p> <p>ア 教員の氏名</p> <p>被害児童等の個人に関する情報は保護されなければならないが、被害児童が特定されるおそれのある情報には慎重な配慮がなされるべきである。</p> <p>当該情報は、開示すると地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童が特定されるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、被害児童の個人に関する情報であり、他の情報との照合により特定個人を識別できることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 教員の年齢及び担当学年並びに被害児童の学年</p> <p>(ア) 当該情報のうち教員の年齢及び担当学年は、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童が特定されるおそれがある。そのため、これらの情報は、被害児童の個人に関する情報であり、他の情報との照合により特定個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 当該情報のうち被害児童の学年は、被害児童の個人に関する情報であり、特定個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 日時</p> <p>当該情報は、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、被害児童が特定されるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、被害児童の個人に関する情報であり、他の情報と照合することで特定個人を識別できることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 調査内容、聞取りの内容等</p> <p>(ア) 「事案2」、「事案3」及び「事案4」並びに「6 児童、保護者、地域の様子」のうち別表記載部分</p> <p>当該情報は、個人に関する情報ではあるが特定個人を識別することができるものではなく、当該情報を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、旧条例第7条第2項第2号本文に該当しないため、開示すべきである。</p>

答申 番号	判断の要旨																
3058	<p>(イ) 「7 当該教諭の様子」及び「8 関係教諭の様子」のうち別表記載部分 当該情報は、教員個人に関する情報であって、特定個人を識別できるものであるが、公務員である教員の職務遂行の内容に係るものであるから、旧条例第7条第2項第2号ただし書ウに該当し、開示すべきである。</p> <p>(ウ) 「10 校長所見」のうち別表記載部分 「10 校長所見」は、それ全体が校長個人に関する情報である。このうち別表記載部分を除く部分には、当該教員の言動によって児童が受けた被害及び被害を受けた児童の心身に関する情報が含まれており、被害児童の個人に関する情報であって、被害児童が特定されるおそれがある内容である。 しかし、「10 校長所見」のうち別表記載部分については、そのような情報は含まれておらず、旧条例第7条第2項第2号ただし書ウに該当し、開示すべきである。</p> <p>(エ) その余の特定個人が識別できる記載 当該情報は、当該教員の言動によって児童が受けた被害及び被害を受けた児童の心身に関する情報が含まれている。すなわち、当該教員の被害児童に対する行為、対応等に関するものであり、被害児童が特定されるおそれがあることから、いずれも被害児童の個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものである。 したがって、当該情報は、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>オ 事件の詳細に関する内容</p> <p>(ア) 「4 事件の概要」及び「別紙2」のうち別表記載部分 当該情報は、個人に関する情報ではあるが特定個人を識別することができるものではなく、当該情報を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、旧条例第7条第2項第2号本文に該当しないため、開示すべきである。</p> <p>(イ) その余の事件の詳細に関する内容 当該情報は、当該教員の言動によって児童が受けた被害及び被害を受けた児童の心身に関する情報が含まれている。すなわち、被害児童が特定されるおそれがあることから、いずれも被害児童の個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものである。 したがって、当該情報は、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表 非開示部分のうち開示すべき部分</p> <table border="1" data-bbox="256 1563 1442 2110"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 1563 799 1621">非開示部分</th> <th data-bbox="799 1563 1442 1621">開示すべき部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1621 799 1697">「事案2」及び「事案3」並びに「事案4」表題部分</td> <td data-bbox="799 1621 1442 1697">非開示部分の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1697 799 1774">「6 児童、保護者、地域の様子」記載部分</td> <td data-bbox="799 1697 1442 1774">非開示部分7行目35文字目から行末まで及び8行目の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1774 799 1832">「7 当該教諭の様子」記載部分</td> <td data-bbox="799 1774 1442 1832">非開示部分6行目の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1832 799 1890">「8 関係教諭の様子」記載部分</td> <td data-bbox="799 1832 1442 1890">非開示部分の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1890 799 2002">「10 校長所見」</td> <td data-bbox="799 1890 1442 2002">非開示部分12行目及び13行目、16行目から20行目まで並びに25行目から28行目までの全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 2002 799 2060">「4 事件の概要」記載部分</td> <td data-bbox="799 2002 1442 2060">非開示部分8行目及び9行目の全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 2060 799 2110">「別紙2」記載部分</td> <td data-bbox="799 2060 1442 2110">非開示部分の表頭及び表側の全て</td> </tr> </tbody> </table>	非開示部分	開示すべき部分	「事案2」及び「事案3」並びに「事案4」表題部分	非開示部分の全て	「6 児童、保護者、地域の様子」記載部分	非開示部分7行目35文字目から行末まで及び8行目の全て	「7 当該教諭の様子」記載部分	非開示部分6行目の全て	「8 関係教諭の様子」記載部分	非開示部分の全て	「10 校長所見」	非開示部分12行目及び13行目、16行目から20行目まで並びに25行目から28行目までの全て	「4 事件の概要」記載部分	非開示部分8行目及び9行目の全て	「別紙2」記載部分	非開示部分の表頭及び表側の全て
非開示部分	開示すべき部分																
「事案2」及び「事案3」並びに「事案4」表題部分	非開示部分の全て																
「6 児童、保護者、地域の様子」記載部分	非開示部分7行目35文字目から行末まで及び8行目の全て																
「7 当該教諭の様子」記載部分	非開示部分6行目の全て																
「8 関係教諭の様子」記載部分	非開示部分の全て																
「10 校長所見」	非開示部分12行目及び13行目、16行目から20行目まで並びに25行目から28行目までの全て																
「4 事件の概要」記載部分	非開示部分8行目及び9行目の全て																
「別紙2」記載部分	非開示部分の表頭及び表側の全て																

答申 番号	判断の要旨
3058	<p>(注意)</p> <p>文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（行政文書の一部開示）

第8条（第1項省略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881